

はじめに

地球温暖化対策として温室効果ガスの主たる排出主体である企業に「脱炭素経営」への取り組みが求められる中、中小企業においても積極的な対応が迫られている。

本稿では、脱炭素経営を進めるための国際基準の一つである「SBT認定」について特に中小企業向けSBTにスポットを当てて、その概要と取り組みのポイントを県内企業の事例も含めて考察した。

01 SBTの概要

(1) SBTとは

SBT (Science Based Targets) とは、温室効果ガス排出削減に取り組む国際的な目標の一つであり、SBTの認定を取得した企業はパリ協定が求める水準と整合した高レベルの排出削減に取り組んでいることを対外的に示すことができる国際スタンダー

ドとなっている。SBTに参加を希望する企業は、まず認定機関であるSBTイニシアティブ（以下、SBTi）にコミット（宣言：任意）を行い、2年以内に自社の削減目標を設定し認定を受ける。

国内の認定企業数の動きをみると、ここ3年ほど急増し、2024年10月29日現在で1,297社となっている（図表1）。

(2) 中小企業向けSBTについて

SBTには中小企業向けに負担が少なく、着手が容易な中小企業向けガイドラインが別途設定されている（図表2）。削減対象範囲や費用面等で通常のSBTに比べ取り組みやすい内容となっているため、前述の認定済み企業数1,297社のうち中小企業向けが1,048社で80%を占めている（図表1）。

(3) 中小企業向けSBT認定取得の要件

中小企業向けSBTの認定を受けるための主な要件は下記の通りとなっている。なお、これらの内容、要件は企業規模や事業内容によって異なる場合があり、かつ都度改定される場合があるため、最新の情報をSBTiの公式サイトにて確認する必要がある。

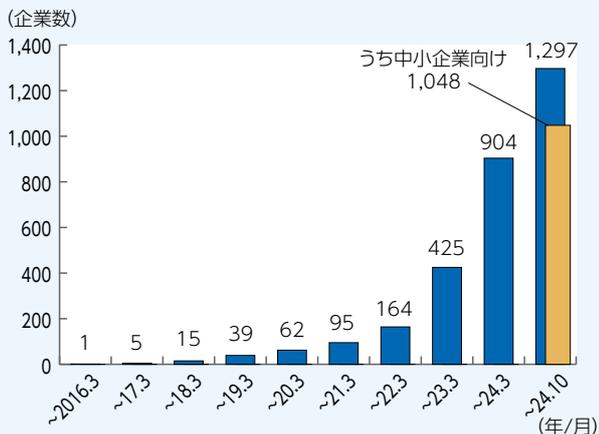
①対象要件

中小企業向けSBTの対象要件は図表2の欄外に注記した5項目の必須要件のすべて、4項目の追加要件のうち3項目以上を充足する必要がある、該当しない場合は通常SBTの対象となる。

②目標年、基準年

中小企業向けSBTの目標年については、従来2030年に固定されていたが、2024年11月の改定により、通常SBTと同様に申請時から5～10年後の任意の年を設定することとなっている。

■ 図表1 SBTの国内認定企業数の推移



(資料)環境省「SBT概要資料(2024年10月29日更新版)」をもとに当社作成

■ 図表2 中小企業向けSBTおよび通常SBTの認定要件

| | 中小企業向けSBT | 通常SBT |
|-----------|---|---|
| ①対象要件 | 下記の必須要件、追加要件を満たす企業（※1） | 特になし |
| ②目標年、基準年 | (目標年) 申請時から5年以上先、10年以内の任意年 (基準年) 2015年～2023年の間で選択 | (目標年) 申請時から5年以上先、10年以内の任意年 (基準年) 最新のデータを得られる年での設定を推奨 |
| ③削減対象範囲 | Scope1、2（※2）排出量 | Scope1、2、3排出量。但し、Scope3がScope1～3の合計の40%を超えない場合には、Scope3目標設定の必要なし |
| ④目標レベル | ■Scope1、2 1.5℃：少なくとも年4.2%削減 ■Scope3 算定・削減（特定の基準値はなし） | 下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■Scope1、2 1.5℃：少なくとも年4.2%削減 ■Scope3 Well below 2℃：少なくとも年2.5%削減 |
| ⑤認定にかかる費用 | 1回USD1,250（外税） | 目標妥当性確認サービスはUSD9,500（外税）（最大2回の目標評価を受けられる） 以降の目標再提出は、1回USD4,750（外税） |

（※1）＜必須要件＞下記の5項目をすべて充足

1. Scope1とロケーション基準のScope2の排出量合計が10,000 t CO₂e未満であること
2. 海運船舶を所有または支配していないこと
3. 再エネ以外の発電資産を所有または支配していないこと
4. 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されないこと
5. 親会社の事業が、通常版のSBTに該当しないこと

＜追加要件＞下記の4項目中3項目以上充足

1. 従業員が250人未満であること（組織が雇用するすべての従業員数。パートタイマーの従業員を含む）
2. 売上高が5,000万ユーロ未満であること
3. 総資産が2,500万ユーロ未満であること
4. 森林、土地および農業（FLAG）セクターに分類されないこと

（※2）Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

（資料）環境省「SBT詳細資料（2024年10月29日最新版）」をもとに、その後の修正を加味して当社にて作成

また、削減の基準年は2015年～2023年のいずれかの年を選択することとなっており、柔軟な設定が可能となっている。

③削減対象範囲

中小企業向けSBTでは自社の排出であるScope1（燃料等の燃焼による直接排出）、Scope2（他社から供給された電気等による間接排出）について目標設定が求められているが、通常SBTと異なり原材料調達（上流）や製品の流通・使用（下流）など事業活動に関連する他社の排出であるScope3については基準が設定されていない。

④目標レベル

短期目標の水準について、2015年～2023年のいずれかの年を基準年として、Scope1、2を「世界の気温上昇を産業革命以前と比較して1.5℃以内に抑える水準」である年4.2%以上の削減が求められて

いる。ただし、2021年以降を基準年に設定した場合には、目標年の設定によって異なるが年間の最低削減率を4.2%を超える水準に設定する必要がある。

⑤認定にかかる費用

認定費用については、1回の認定についてUSD1,250（外税）となっており、通常SBTの目標妥当性確認サービスUSD9,500（外税）、目標再提出1回につきUSD4,750（外税）に比べ大幅に安価である。

⑥その他の要件

認定を受けた企業は年に1回、年間の温室効果ガス排出実績と目標に対する進捗を公表する必要があるが、その方法については自社HPへの掲載でも可とされている。また最低5年毎、あるいは事業の大幅な変動等CO₂排出量に大幅な影響がある場合はその都度目標の見直しを行い、必要に応じてSBTiの再検証を受けなければならないとされている。

02 SBT認定取得のメリット

SBT認定は単に環境への貢献だけでなく、企業経営においても下記のような様々なメリットをもたらすと考えられている。

(1) 取引先への訴求力強化

大手企業を中心にサプライヤーに対して排出量削減を求める傾向が強まる中、SBT認定を取得することで、取引先に対する訴求力の向上、新たな取引開拓への効果が期待される。

(2) 知名度や認知度の向上

SBT認定取得により、環境に配慮した経営を行っていることが広く認識され、メディア等への掲載も含め自社の知名度、認知度の向上が期待される。

(3) 光熱費・燃料費の低減

温室効果ガス排出削減を進める過程で、エネルギーの使用量の見直しや効率的な運用を行うことで、光熱費や燃料費などのコスト削減につながる。

(4) 社内のイノベーション促進

SBTの目標達成には従来の省エネや効率化を超えた取り組みが必要であり、業務プロセスの改革や新たな技術の開発・導入など社内のイノベーションを促進するきっかけとなることが期待される。

(5) 従業員のモチベーション・人材獲得力の強化

企業が大きな社会課題に積極的に取り組むことで、社員の意識改革やモチベーションアップにつながる事が期待される。また、若年層の多くは環境問題を中心とした社会課題に取り組む企業に就職先としての魅力を感じており、人材確保での優位性確保が期待できる。

(6) 資金調達における優位性獲得

多くの金融機関で、脱炭素経営などサステナビリティへの取り組みを後押しする融資制度を設定しており、融資条件の優遇等資金調達面でのメリットの享受が期待できる。

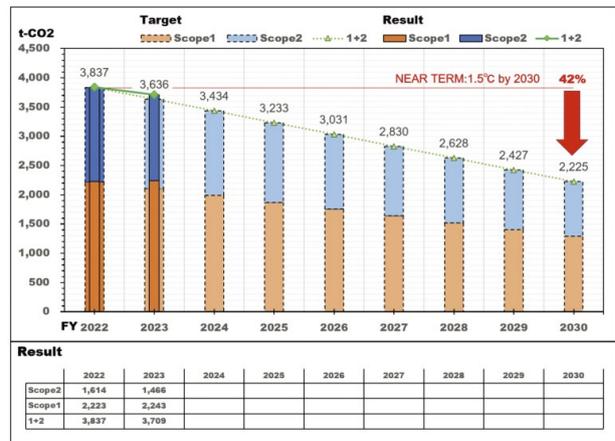
03 県内企業の取組事例

事例1 株式会社北村製作所（新潟市） 代表取締役社長 廣田 利明

業種：輸送用機械器具製造（自動車車体・付随車製造業）
従業員数：421名（2024年9月）

(1) 取り組みの経緯

当社の取引先には国内の自動車、電機・通信関連の大手企業が多く、環境問題への対応としてSBT認定取得状況の問い合わせが増えてきたこともあり、2022年9月に社内のカーボンニュートラル推進の専門部署であるCN推進室（現：CN推進課）を立ち上げて、本格的な検討を開始した。取引銀行の紹介を受けたコンサルティング会社の支援の下、約1年の取り組みを経て、2023年11月に中小企業向けSBTの認定を取得した。



当社がHPにて公表しているSBT目標と進捗状況

(2) 削減目標及び現在の進捗

目標は2022年を基準に、2030年までに42%削減としており、2023年の実績では▲3.3%の実績となっている。

なお、SBT目標以外にも社内的には日本政府の目標に沿った形で、2030年までに46%削減、2050年までにカーボンニュートラル達成というさらに高い目標を設定し取り組んでいる。

(3) 目標達成に向けた主な取り組み

当社のCO₂排出量はScope1：Scope2が概ね6：4の比率であるが、まずはScope2の電力由来の排出量削減に向けて、下記の取り組みを実施している。

①使用電力の見える化

省電力を進める第1歩として、電力モニターツールを導入し電力使用量の見える化を進めている。各工場にデジタルの電気計測装置を設置し、モニタリングシステムに集約することで、社内のどのPCからも各工場の電力使用量がリアルタイムで把握できるようにしているほか、本社入り口には大型モニターにて情報を表示し、社内外に向けた情報提供と意識向上を図っている。



電力使用量を工場ごとにリアルタイムで表示するシステム

②空調の集中制御

電力使用量の見える化により、本社事務所の空調関係が最も課題であることが明らかとなったため、空調の集中制御システムを導入し、節電を図っている。事務所内の複数のエアコンが最適に稼働するようシステムにより集中制御することで、従業員が不快を感じることなく、省電力を達成することが可能となった。

(4) 今後の取り組み

①グリーン電力の導入

水力、太陽光など再生可能エネルギーにより発電した「グリーン電力」の導入を予定している。現在契約している電力会社を変更することなく最大100%のオフセットが可能で、これによりScope2のCO₂排出量を「0」にすることも可能となる。

②太陽光発電の導入

工場屋根上への太陽光パネルの設置と大規模な蓄電池の導入も検討している。これにより、工場全体の使用電力の6割程度をカバーできるようになるほか、災害時等の地域への電力開放による地域貢献も視野に入れている。

(5) 認定取得によるメリット

①取引先へのPR効果

当社の取引先の大半が上場企業で、すでにSBT認定を取得している先も多いことから、サプライチェーン全体での取り組みの観点からも取引先からの評価がさらに高まるものと期待されている。

②社内への効果

省エネによる直接的なコストの削減とともに、新たな認定の取得により従業員の環境問題に対する意識が向上し、各部署での取り組みが活発化する等の効果を実感している。また、節電や省力化に取り組む過程で、業務運営の改善などを通じて生産性の向上や労働効率のさらなる向上につながる事が期待される。

事例2 株式会社マツウラセイキ (村上市) 代表取締役社長 荒井 宏典

業種：産業機械部品、医療機器部品等の製造販売
従業員数：79名 (2024年12月)

(1) 取り組みの経緯

当社は2006年7月に環境省が主催する「エコアクション21」の認証を取得するなど、企業として環境問題に早くから取り組んできた。しかし、昨今の取引先の対応から、サプライヤーとして事業継続していくためには「脱炭素」に対するさらに一歩進めた取り組みが必要と感じ、SBT認定取得に取り組むこととした。

当初はSBTに関しての知識も乏しかったことから、取引金融機関より紹介を受けたコンサルティング会社の伴走支援を受け、取り組み開始から2年程度の準備を経て2024年9月に中小企業向けSBTの

認定を取得した。

(2) 削減目標及び現在の進捗

目標は2022年を基準に2030年までに42%（年平均5.25%）の排出量削減を目標としており、2023年では▲16.6%と計画を大きく上回る進捗となっている。

(3) 目標達成に向けた主な取り組み

当社のCO₂排出はScope1が全体の1/3、Scope2が2/3となっており、排出量削減にはScope2すなわち使用電力の削減が最重要として、以下の対策を中心に進めてきている。

①照明のLEDへの全面切り替え

2023年に本社事務所および工場の照明をLED照明に全面切り替えを実施。これにより使用電力15%程度の削減につながった。



事務所、工場の全照明をLED電球に切り替え完了

②変圧器の省力型への切り替え

工場で使用している変圧器をCO₂削減効果が高いとされる機械内部の絶縁油に植物油を使用した変圧器への切り替えを進めている。これにより1台当たりのCO₂排出量が1/6程度に削減される。現在、3台のうち、2台が切り替え済みであり、今後100%切り替えを実施することで、およそ15%の削減が見込まれている。

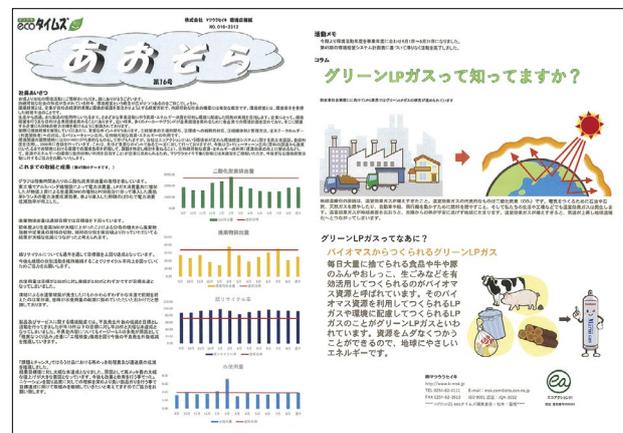
③機械設備の省力型への切り替え

当社は工作機械等の機械設備を100台以上所有しているが、これらの設備更新のタイミングに合わせ、

省力型の設備への更新を進めている。現在、全体の20%の設備を切り替え済みであり、削減実績につながっている。

④社内の節電意識の高揚

社内の推進体制ではもともと活動していたエコアクション21の推進委員会を中心に全部署に活動内容、現状等を徹底している。また、定期的に会社の取り組み状況や身近な省エネ知識等を掲載した「環境広報紙」を作成し、全社員に配布することで意識の高揚を図っている。



当社が従業員向けに定期的に発行している環境広報紙

(4) 今後の取り組み

①様々な脱炭素手法の検討

今後の目標進捗状況を考慮しながら、必要に応じて自社所有の遊休地への太陽光発電の導入、再エネ由来の「グリーン電力」の導入、現在使用しているLPガスの「グリーンガス」への切り替えなど様々なCO₂削減策の導入も検討していく。

②「EcoVadis (エコバディス)」評価取得の取り組み

現在当社では、新たに「EcoVadis」の評価を受けるべく準備を進めている。「EcoVadis」は「環境」のみならず「労働と人権」「倫理」などを含むより広い意味での企業のサステナビリティへの取り組みを評価するもので、企業が社会的責任を果たしつつ、競争力を維持するための重要なツールとされている。当社の主要取引先の動向を勘案し、常に先を見

通した取り組みを行っていく意向である。

04 SBT取り組みのポイント

事例企業の取り組みやこれまでの調査をもとに、SBT認定取得の取り組みを進める上でのポイントを下記にまとめた。

(1) 自社を取り巻く環境の把握

事例紹介の2社ともに、取り組みのきっかけとして、取引先の脱炭素対応への意識変化をあげており、いずれも直接SBT認定取得の要請を受ける前に自主的に取得を決めている。サプライチェーンでの脱炭素を求めるSBTの認定取得が今後取引条件として重要性を増してくる可能性が高く、自社の取引先、ユーザーの動向を把握し、必要に応じて早めに準備を進めていくことが重要である。

(2) 支援機関の活用

事例紹介の2社ともに、申請にあたって取引銀行からの紹介によるコンサルティング会社の支援を活用していた。SBTiが公表する認定ルールの記載や承認申請のやり取りがすべて英語で行われること、細かなニュアンスの理解などに相当な労力を要するため、取り組み実績のあるコンサルティング会社などの支援機関の活用は非常に有効となる。

現在、銀行など金融機関の多くは顧客のサステナビリティ経営支援の一環として、コンサルティング会社と連携し、顧客の状況やニーズに応じたソリューションを提供しており、様々な段階での相談が可能となっている。

(3) 社内の推進体制の整備

SBTの認定取得に際しては、現在の温室効果ガス排出量の把握から、削減計画の策定、申請書類の作成など膨大な業務が発生することから、他業務との兼務でなく、専任で取り組める体制が必要である。併せて、代表者をトップとして社内の全部署が参加

する推進組織を設けるなど、活動の意義や必要性、具体的な活動内容等を全社員に周知し、全社的な取り組みとしていくことが重要である。

(4) 行政等の支援策の活用

事例企業からは、取り組みの初期に国の支援制度である「省エネ最適化診断サービス」の利用が大変役立ったとの声が聞かれた。このサービスは中小企業を対象に専門家を派遣し、エネルギー使用の現状把握と省エネ、再エネ等利用による脱炭素に向けた提案を行うもので、まず何から始めたらいいかとの指針を得る方策としても有効と思われる。

こうした相談支援事業以外にも、国、地方自治体にて再生エネルギーや省エネ設備導入への補助、助成制度も用意されており、これらを活用することで取り組みのコスト削減も可能である。

(5) ステークホルダー等への情報開示

前述の取引先への訴求力や認知度の向上、人材確保などのメリットを享受するためにも、取り組みの内容を積極的に開示していくことが重要である。また情報開示にあたっては、目標の内容、具体的な取り組み内容、目標に対する進捗など詳細を掲載することで、より取り組み姿勢が伝わりやすく、PR効果が得られるものと思われる。

おわりに

SBT認定は、単なる環境保全への貢献のみならず、企業価値の向上、コスト削減、人材の確保、組織活性化など企業経営に様々なメリットをもたらす。地球温暖化対策として企業に脱炭素経営を求める動きは、今後更に拡大していくことが予想されることから、こうした動きを自社が発展する好機ととらえ、早期の検討が必要と思われる。

(2024年12月 若井)